

平成15年度 公共事業再評価調書（担い手育成基盤整備事業）

（事業着手後 5年以上経過し継続中の事業、再評価後5年経過、社会情勢の急激な変化）

評価確定日	平成15年 月 日
所管部課名	農林水産部 農地整備課

地区名	事業の概要	1 必要性の観点			2 事業進捗の見込みの観点	
		事業の進捗状況	事業を巡る社会経済情勢等の変化	事業の投資効果		
【地区名】 高野	【事業の目的】  土地利用型農業の確立を図るため、担い手農家等による大規模な農業経営が行われる見込みのある地域で大区画の高生産性ほ場整備を実施し、生産性の向上と生産コストの低減を図るとともに、連坦的農地の集積を促進し、望ましい担い手の育成・確保を図る。	【事業の経緯】  H10 事業採択 H11 工事着手 (H15 面工事完了予定) (H17 換地処分、完了予定)	【社会経済情勢の変化】  農産物の自由化や、米価の下落により農家の経営は厳しさを増しているなかにあって、新たな米政策に盛り込まれている水田農業経営の安定と発展を図るためにには、本事業による営農基盤の整備、農地の利用集積は重要なものと位置付けられている。 ①汎用化水田による田畑輪換（畑作物導入）農地を中心とした水田営農の確立。 ②労働時間の短縮、営農経費の節減による生産性の高い営農の促進。 ③担い手等への農地の利用集積を促進し安定した農業経営を図る。	【整備効果】  ほ場整備事業を契機として地区内の3個人担い手へ農地の集約が予定され、低成本化が促進されると期待されている。 また、H14は地区の9割に当たる20haで大豆の集団転作が行われ、その全てが担い手への受委託となり、これによる余剰労力を活用した都市近郊の特性を活かした「小ナス」などの野菜を近くのアグリプラザへ出荷し、地産地消への動きがみられる。	【事業進捗の見込み】 平成16年度までに主要工事を終え、平成17年度に補完工事や換地処分を実施し、完了する予定である。	
【所在地】 南秋田郡 昭和町	【総合計画上の位置付け】  「あきた21総合計画」では、国際化の急激な進展に対応しうる生産性の高い農業とこれを支える活力ある農村を確立するため生産基盤であるほ場の整備をH12～22の11年間に14,500ha、整備率76%を目標に整備する。 特に、計画前期のH12～14の3年間に5,416haを整備し、2期計画としてH15～H17の3年間に3,114haを整備する。	【進捗状況】  区分 全体 H15まで 進捗率 区画整理 23.2 ha 21.9 ha 94.4% 事業費 680 578 85.0%	【長期継続の理由】  予算の制約に加え、旧油井溜、軟弱地盤の工法検討と、ため池改修の堤体盛土材に使用する道路公団残土の確保に期間を要している。	【地元の意向】  平成12年4月に南秋田郡管内の5農協による合併がなされ「JAあきた湖東」が発足し水稻のほか畑作物などの生産性向上と農業指導が強化された。 昭和町では、転作面積の拡大に伴い機械作物が容易な畑作物として「大豆」を選定し生産コストの低減や複合経営の確立を図るために事業の早期完成を強く望んでいる。	【費用の変化】  事業費の精査による増。 計画時事業費より0.6%の増。	【コスト縮減や代替案立案等の可能性の観点】  【コスト縮減の可能性】 本地区の主水源である、ため池の盛土材を道路公団との協議により、無償提供を受け、コスト縮減に努めながら事業の進捗を図っている。
【事業内容】		【環境対策】  「農業農村整備環境対策指針」に基づき保全すべき環境を確認のうえ事業推進している。	【効果の変化】  事業費の増に伴う効果の減。	【費用対効果】  計画時 1.12 再評価時 1.11 採択基準 1.00	【代替案立案の可能性】  なし。	
再評価の結果	対応方針（案）及びその理由			公共事業評価専門委員会の意見		
継続・中止	<p>【対応方針（案）】 平成17年度に換地処分を実施し、完了を図る。</p> <p>【理由】 平成14年度までに完了した面工事区域については、既に作付けが行われている。 また、平成15年度までには面工事を終え、その後、地元要望に応えるため、補完工事を実施することとしており、事業を進捗するうえで支障もなく、平成17年度に換地処分を実施し完了することが可能である。</p>					